

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百五号

昭和二十五年十一月鳥取県告示第五百五十三号をもつて
公示した生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第
四十九條の規定による医療機関及び同法第五十五條の規
定による助産婦を次のように追加指定する。

昭和二十六年六月二十六日

鳥取県知事 西尾愛治
名 称 所 在 地

- 馬淵 医院 鳥取市西町一八六
- 藤崎 同 同 本町四丁目一五
- 豊実村直営診療所 気高郡豊実村
- 鷺見 医院 同 青谷町
- 上小鴨村国民健康 東伯郡上小鴨村
- 保険組合直営診療所

昭和二十六年六月二十六日
号 外 火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

- 鳥取保健所 鳥取市本町三丁目
- 米子保健所 米子市角盤町二丁目
- 倉吉保健所 東伯郡倉吉町大字越殿町
- 智頭保健所 八頭郡智頭町大字智頭
- 根雨保健所 日野郡根雨町大字根雨
- 気高保健所 気高郡浜村町大字八幡
- 柏原齒科医院 米子市皆生町
- 米子齒科診療所 米子市東倉吉町一三四ノ一
- 内田齒科医院 八頭郡若桜町
- 石原同 気高郡日置村大字河原
- 高橋政子 鳥取市西町三八〇
- 田村なみ 同 吉方三二五
- 小林あゐ 米子市富士見町一丁目
- 山根静枝 八頭郡智頭町大字大内

